

第4章 「京都市明細図」を読む—いくつかの素材の提示として—

福島 幸宏¹・赤石 直美²・瀬戸 寿一²・矢野 桂司²

はじめに

本稿は、2010年秋に公開された後、多くの反響を呼び、現在も注目されている京都府立総合資料館所蔵の「京都市明細図」について、基礎的な検討を加えるものである³。

この資料は1990年8月に京都府都市計画課から京都府立総合資料館に引き渡された。引き渡し時の記録によると、その段階では、「京都府庁北プレハブ倉庫」に収蔵されていた。その後、総合資料館の未公開資料として管理されてきたが、2010年9月の蔵書点検の際に、これまで点数1と登録されていた資料が、291点の図面で構成されており、また本稿で指摘するような非常に貴重な情報を多く含んでいた資料である事が判明したため、急遽公開したものである。

この「京都市明細図」をめぐっては、公開後に地理学の分野で一連の成果が発表され、分析が深められつつある⁴。また、検討を加えるにあたっては、火災保険図を中心とす

¹ 京都府立総合資料館歴史資料課

² 立命館大学

³ 現在、総合資料館のwebサイトでは、「「京都市明細図」とは、昭和初期に大日本聯合火災保険協会が作成した「京都市明細図」に戦後（1951年頃まで）訂正・加筆等を行つていった図面である」としている。なお、明細図自体の画像は京都府立総合資料館の「京の記憶ライブラリ」で(<http://kyoto-shiryokan.jp/kyoto-memory/index.php>)、1枚1枚を現在の位置と対照させたものは文部科学省グローバルCOEプログラム「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」（立命館大学）歴史地理情報研究班のページ(<http://www.geo.lt.ritsumei.ac.jp/meisaizu/meisaizu.html>)で公開されている。また、明細図全体をつなぎ合わせた上で現在の地図とオーバーレイさせたものもおなじく (<http://www.geo.lt.ritsumei.ac.jp/meisaizu/googlemaps.html>)で公開されている。

⁴ 赤石直美、松本文子、瀬戸寿一、飯塚隆藤、矢野桂司、福島幸宏 2011 「「京都市明細図」を用いた近代京都の景観復原」（『日本地理学会発表要旨集 Vol. 2011s』）、赤石直美、瀬戸寿一、矢野桂司、福島幸宏 2011 「「京都市明細図」のGISデータベース構築と近代京都の都市的土地区画整理事業」（『日本地理学会発表要旨集 Vol. 2011f』）、赤石直美・瀬戸寿一・矢野桂司・福島幸宏 2011 「近代京都GISデータベースを用いた土地利用・所有の比較分析」（『人文地理学会大会 発表要旨 2011年』）、矢野桂司・赤石直美・瀬戸寿一・福島幸宏 2011 「1927年『京都市明細図』のGISデータベース」（『地理情報システム学会講演論文集 Vol. 20』、Naomi Akaishi, Toshikazu Seto, Keiji Yano, Yukihiko Fukushima:Digitalization of “Large-scale Maps of Kyoto City”, 3rd International Conference of Digital Archives and Digital Humanities Taipei, Taiwan, 2011.）、大橋典子 2011 「京都市域の景観変化～「京都市明細図」を読み解く～」（『総合資料館だより』167号）。また、筆者も「「京都市明細図」ワークショップ」（2011年6月15日 於立命館大学歴史都市防災研究センター）で「「京都市明細図」の概要について」という報告を行っている。本稿はこの報告と上記の各論考によっている。

る戦前から戦中、戦後直後の都市部の大縮尺地図をめぐる一連の研究が前提となろう⁵。本稿では、これらの成果を参考しつつ、京都市明細図が実際に使用された局面を紹介し、あらためて基礎的検討を加えることとしたい。

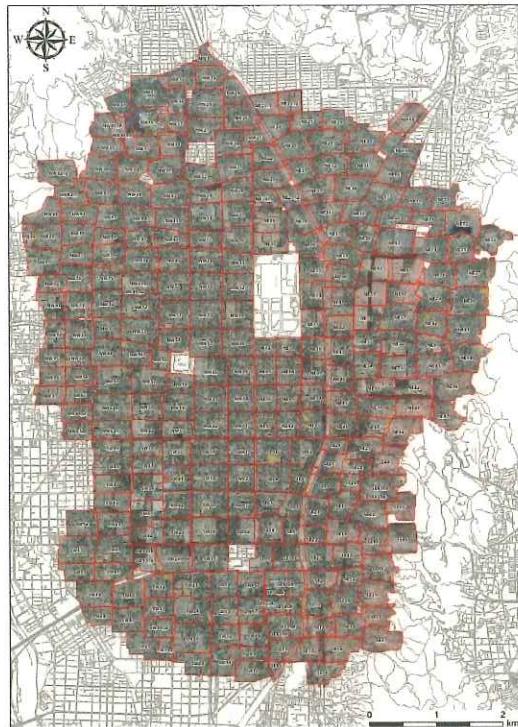


図1 「京都市明細図」の対象範囲
(立命館大学文学部地理学教室提供)

1. 京都市明細図の概要と特徴

(1) 概要

現在、「京都市明細図」は総点数291点で構成されている。資料1点の大きさは平均で縦38cm、横54cmで、図面286点、表紙1点、索引図4点で構成されている。索引図と突き合わせると、〔京都駅北西部〕(SW05)〔堀川北大路北部〕(NW23)〔叡電一乗寺駅北西部〕(NE69)の3点が残念ながら欠けている。そのため、もともとは294点で構成されていた事になる。また、京都御苑と二条城の部分は作成時にはその全域が宮内省管理地であった関係で作成されていない。

明細図の対象範囲は、1918（大正7）年の合併後の京都市域である。これは、ほぼ現在の北山通・東山山麓・十条通・馬代通に囲まれる範囲に対応している。この範囲を、縮尺

1/1200で分割して描いている（図1）。

また、四条烏丸の交差点を中心として市街地をSE（南東）、NE（北東）、SW（南西）、NW（北西）の4つに分割し、それぞれに索引図が作成されているため、索引図は4点で構成されている。さらに、各図面にはNE1、NW20などの番号が索引図の表記と対照して振られている⁶。現在、SE46点、NE88点、SW52点、NW100点が現存している。

(2) 作成時期と作成者

この明細図には、表紙の記載と資料群全体の分析から、幾度かの作成段階があると推

⁵ 代表的な成果に、牛垣雄矢 2005「昭和期における大縮尺地図としての火災保険特殊地図の特色とその利用」（『歴史地理学』47-5）がある（上杉和央氏（京都府立大学）の教示による）。この論考は、東京を中心とした都市整図社作成の図面の検討が中心である。

⁶ 以下、個別の明細図については、NW10などの表記で示す。

定される。まず、表紙の内容から、大日本聯合火災保険協会⁷京都地方会が作成したことが判明する（以下、この段階の図面を「原図」と呼ぶ）。その後、1927（昭和2）年7月の訂正を皮切りに、1936（昭和11）年10月まで9回の更新が記録されている（これらを「更新図」と呼ぶ）。これらの更新は、原図に部分的に更新図を貼り込むか、図面の全面にわたり原図の上に更新図が重ねて貼附されるか、で行われている⁸。

また、更新図に印刷された記載として「(鉄道以南) 昭和十二年十一月改正 (鉄道以北) 昭和十三年四月改正」(NW70)となっているものもあり、数度に分けた調査が一枚の更新図に反映されている事例もある。なお、NW86の裏面にはその更新図である「鷹ヶ峰木ノ畠町」の一部分が、SW29の裏面にはSW30の更新図の一部(SW30ノ一)が張り込まれている。

前者は市電の延伸による道路拡幅や小規模な区画整理の反映であり、後者は当時の京都市の郊外で行われた大規模な土地区画整理事業を反映したものである。さらに場所によっては数度にわたって更新図が作成され、その度ごとに貼付されていった事が確認できる。都市の変化とともに明細図も変化しつづけているのである。また、NW83ほかの衣笠周辺の更新図には「昭和十七年五月改正」という印刷がなされており、図面の更新が少なくとも1942（昭和17）年5月まで行われていた事も確認できる。以上から、1927（昭和2）年7月までの近い時期に作成され、その後、土地区画等の変更によって、少なくとも1942（昭和17）年5月まで部分的な更新が行われた地図、とまとめる事ができる。

なお、NW67の更新図には、以下の印刷による記載がある。

火災保険用ニ使用スルノ外一切ノ使用ヲ禁ズ

大阪市住吉区桑津町 483-1 著作者 倉田清次郎 昭和十七年三月訂正

この倉田は1932（昭和7）～1934（昭和9）年にかけて、峰山と網野の市街図を作成している人物と同一であろう⁹。この市街図の名義は「日本地籍地図編纂社 倉田清次郎」となっているが、倉田や日本地籍地図編纂社については、現段階ではこれ以上の事は判明していない。

(3) 戦後の更新と記載の特徴

⁷ 現在の日本損害保険協会の前身。日本損害保険協会会史編集室編 1989『日本損害保険協会70年史』(日本損害保険協会)を参照。

⁸ これら更新図は原図の上に全面的に貼付されているため、下側の原図等は確認できない。そのため、2011年8月に赤外線撮影を行っている。今後はそのデータの分析が待たれる。なお、矢野桂司・赤石直美・瀬戸寿一・福島幸宏 2011「1927年『京都市明細図』のGISデータベース」(『地理情報システム学会講演論文集 Vol. 20』)を参照。

⁹ 京都府立総合資料館所蔵「峰山町図」(K431ト/291.62/N71/)「網野町図」(K441ト/291.62/N71/)。また、作成者の記載はないものの、舞鶴などについても同様の記法の地図が確認されている。なお、これらは地図研究家大塚隆氏の寄贈による。

この明細図の更新が最終的に終了するのは、1950（昭和25）～1951（昭和26）年の段階である。この時期に原図と更新図の上に、集中的に書き込みと彩色が行われている。このことは、以下のような書き込みがいくつかの図面に残されていることや、後述するように占領軍関係の施設が全市的に書き込まれている事から判明する。たとえば、NW05には「昭和二五年十月調査 松山（以下抹消）藤野井手伊藤」、NE24には「二六・三・六 松山 山本」、NW52には「二五・一一・一五」などが確認できる¹⁰。ただ、これらの書き込みの主体や目的は現段階では明確にできない。

ただ、複数の書込者が存在する事、また同一の事象を彩色の統一によって可視化しよ

色	要素
赤	商店など
青	工場など
黄	社寺など
オレンジ	官公署など
黒	堅牢建築物など

表 1 彩色凡例

うとしている傾向は読み取れる（表1）¹¹。筆記者の割り振りにルールを見いだせるほどの材料はないが、市内中心部になるほど文字や彩色が丁寧で、郊外にでると崩れる傾向がある。NE72などは、インク壺をこぼしたものか、図面の下部に激しい汚れがある。また、SE24の欄外には、「1戸数 2用途（住商、社寺、商工、特殊） 3階別 4長屋、個屋、別 5建坪、概数 6構造別」という鉛筆書きのメモがある。これらの要素がすべて明細図の記載に反映されたものではないが、一定の記載方針が存在したことがここからも推定できる。さらに、小学校の建物などには「鉄筋混凝土」（鉄筋コンクリート）などの記載もある（NE49）。

なお、1927年作成の原図と、前述のように1942年までに作成されたと推定される更新図の上に彩色と書き込みがなされている関係から、1944（昭和19）年7月から1945（昭和20）年8月にかけて行われた建物疎開事業によって取り壊された建築物には、彩色や書き込みは行われていない。そのために建物疎開の対象建造物が明確に判明する。この建物疎開と明細図の関係については、次節で詳しく触れる¹²。

以下、目につく記載を取り上げて、明細図を考える材料を提供する。まず留意されるのは、その都市構造への注目を示す記載であろう。学校・工場など、多くの人間が集ま

¹⁰ この他には、NE27に「二六・三・六 七 松山」、NE28に「3月8日9日 山本」、NE30に「3月9日 山本」、NE32に「二六・三・七 八 松山」、NE33に「二六・三・九 一〇 松山」、NE35に「二六・三・一二 一三 松山」、NE37に「二六・三・一四 一五 松山」、NE78に「調査月日 26.3.20 松山」という書き込みが確認できる。

¹¹ ただ、資料を実見した加藤政洋氏（立命館大学）によれば、貸席などの記載に揺れが見られるとの事である。

¹² なお、御池通や五条通などの建物疎開後の場所に限らず、下鴨本通の拡張線なども書き込まれており、その部分には彩色はない（NE32など）。建物疎開事業に先行して行われた道路拡幅（下鴨本通は1942（昭和17）年完成）の結果が反映されていると考えられる。

る場所については、生徒数、従業員数、使用動力などが書き込まれている場合がある。例えば、NW17の柳団子町の室町小学校には「生徒数 男 820 女 812 職員数 39」とあり、NW16の上立売東町の住江織物工場には「5馬力①、7.5馬力②、2馬力③ 従業員 24人」という記載があり、建物の階数については①や②などの○囲みのアラビア数字で記入されている。例えば、四条の大丸京都店などには⑦と、四条河原町の東華菜館には④と書き込まれている。一般的の家屋・商店のほとんどが①か②となっている事を考えると、そのビルの大きさが際だったものと想像できる。すでに一部試みられているが、これらの情報は写真資料と組み合わせての市街地復元の際に有力な材料となろう。また、御蔭通と叡山電鉄との交差部分は、道幅の拡幅を反映して原図をなんらかの方法で削り、上から鉄道線と道路を記入し直している(NE36) また、路上には消火栓や水道栓と考えられる◆の記号が付されている場合がある。

さらに、建物の用途についてもかなり厳密に把握しようとしている。西陣の機業集積地には通常は住宅をあらわす緑の彩色がある長屋造りの1戸1戸に「織」と記されている。また、この部分には同時に一般の住居を表示する「住」が記され、小規模織業者との区別がなされている(NW43)。さらに、千本一条通の長久座周辺の商店の様子は欄外に別図を作成して書き込まれている(NW49)。なお、紫竹牛若町には「牛若丸ノ生レシ農家」(NW36)、千本今出川の浄土院には「豊公遺跡 本尊国宝」(NW45)という記載がある事にも注目される。建物用途の延長線上に、遺跡・文化財の記載が現れているのである。

このように、明細図については街並みに対する興味が先行するが、紫竹西土居町には明確に御土居堀の跡が明示されていたり(NW80)、原図の作成が1935(昭和10)年の水害後の鴨川の大改修以前であるため、中州の形が詳細に残されている(SE06、SE17)など、地形の検討にも寄与することとなろう。なお、これらの書き込みは鉛筆書きで下書きが行われたのち、ペンで清書されている場合も多い。このことと、明細図のほぼすべてがボード状の台紙に貼附されていたことから、実際に現地に持ち歩いていた可能性も指摘出来る。

(4) 進駐軍の影響

また、京都市明細図には占領軍の存在も刻印されている¹³。京都は西日本で唯一、大規模空襲を受けなかった都市であったため、占領軍の西日本拠点と位置づけられ、四条烏丸南西角の大建ビル(現 COCON 烏丸)にはアメリカの第6軍司令部が設置され、京都市街には占領軍兵士とその関係者が多数生活することになる。そのため、京都市明細図には占領軍関係の記載が多数残される事になる。

¹³ 西川祐子 2010 「古都の占領 一占領期研究序論 (『アリーナ』10、中部大学総合学術研究院編) では、京都の占領軍についての本格的な検討が加えられている。

1946（昭和21）年ごろから、占領軍の将校はその多くが接収した住宅に住む事となつた。大きな邸宅が集中していた南禅寺周辺には「進駐軍家族用宿舎」との記載が集中してみられる。また、近接する岡崎公園はその全域が「進駐軍用地」という事で斜線が引かれている。

占領軍の娯楽施設についても明示されている点が特徴的である。例えば河原町三条附近（NE04）では、京都市役所前の御池通が1945年4月の第3次建物疎開のために空き地になったあと、占領軍のための駐車場やテニスコートが設置されている様子が判明する。すなわち、下本能寺門前町には Kyoto Hotel Tennis Court(ママ)の記載が、下丸屋町には Kyoto Hotel Motor Pool の記載がある。また新京極通りには占領軍が使用している映画館や劇場が集中している。その他、市の西部でも記載がみられる。金閣寺には「Gold Pavilion」という記載が（NW82之内）、西ノ京三条坊町には「進駐軍用地」として「8091st ENGR CONST EQLIP POOL」（NW65）、現在の北野紅梅町の聖ヨゼフ修道院が所在する一角には「HQS1st-CIC Region」との記載がある（NW77）¹⁴。

これまでの分析から、京都市明細図の特徴は以下のようにまとめられる。まず、京都研究に欠かすことのできない地図資料であると評価できる。1927（昭和2）年から1951（昭和26）年にかけての四半世紀におよぶ期間の情報が、1/1,200という同一規格で表現されていることは非常にユニークである。また、近代の京都市域の大縮尺地図を順に並べたとき、この京都市明細図が一種の空白期を埋める資料であることにも気づかされる。すなわち、1923年までの情報を持つとされる「京都地籍図」のあとを受け¹⁵、「住宅地図」が本格的に作成されるまでの1956（昭和31）年前後の間、30年間の空白期である。この空白期はまた、京都市明細図が作成され、利用され、更新され続けていた時期である。この時期が都市改造や建物疎開などを経て、現在の京都の街並みの原型が形成される段階であることが、その重要性をより高めている¹⁶。

2. 建物疎開事業と京都市明細図

京都の建物疎開¹⁷の研究については、対象決定の過程が明確ではないものの、政策意

¹⁴ これらのうち、接収施設については、鈴木良 1991『占領下の京都』（文理閣）に先駆的な仕事がある。

¹⁵ 木村大輔 2010「『京都地籍図』の資料的検討」（『佛教大学大学院紀要 文学研究科篇』38）に詳細な検討がある。

¹⁶ 京都の火災保険図としては、1954（昭和29）年に新京極附近のごく一部の地区を対象として作成された38枚のみが確認されている。牛垣 2006 を参照。

¹⁷ 京都の建物疎開は1944（昭和19）年7月から1945（昭和20）年8月の敗戦まで4次にわたって行われた。約2万戸が対象となり、京都市内の人口も1944年から1945年の1年間で出征などの他の要因もあわせて10万人ほど減少した（京都府行政文書「人口動態報告」（昭20-0066）など）。また、その結果として、市中心部を堀川通・御池通・

図や具体像については、近年新たに蓄積が進められている¹⁸。ここでは、より事務処理に即して検討を加え、京都市明細図がその過程で使用されていたことを述べたい。

よく知られているように、建物疎開事業は、消火動線の確保と住民の待避、延焼を防ぐなどの都市防空の観点から全国的に執行された。強制的に建物の撤去範囲を定めた後、建物の買収と取り壊しは京都府などの府県、土地の貸借や買収については京都市など地元市町村が行う、という役割分担によって行われた。建物取り壊しについては、買収して府の財産とした上で取り壊すという、当時の法体系に沿い、財産権を尊重する手続きで行われている¹⁹。京都市域においては、警察署管区毎に設置された堀川・中立壳・松原・五条・七条・西陣の6つの疎開事務所

が事業遂行の拠点となった。

この建物疎開に関する資料が現在京都府立総合資料館に59点所蔵されている²⁰。疎開事業の事務処理全体が残されている形だが、特に、対象建物を府が買収するための調査・支払い調書には、各戸の位置が書き込まれた詳細な図と連名簿がセットになって残されている場合が多い。これらの事務は、第1次・第2次の建物疎開については

取り壊し以前に処理が終了していたと推定できるが、1945（昭和20）年3月に東京を皮切りに大規模都市空襲が開始されることを受けて急遽行われた第3次疎開と、敗戦当日まで作業が行われていた第4次疎開については、その多くが事後処理とされていたようだ、戦後長く補償交渉が行われた事例も多い²¹。

五条通の大きな道路空間が取り囲む現在の京都市街が形成された。

¹⁸入山洋子 2002「京都における建物強制疎開について」（『京都市政史編さん通信』12）、川口朋子 2007「京都における広域建物疎開の実態」（『人間・環境学』16）、川口朋子 2009「戦時下東京・京都における建物疎開執行体制」（『人間・環境学』18）。川口朋子 2011「戦時下建物疎開の執行目的と経過の変容」（『日本建築学会計画系論文集』76-666）。また、本稿は福島幸宏 2010「建物疎開関係資料について—京都のイメージのために—」（『総合資料館だより』165号）の一部を参照している。

¹⁹ このことは、対象建物の指定や執行時期また買収価格について所有者の意志が反映されることがほとんどなく、実務的には強制的に行われた実態を否定するものではない。

²⁰ 文書のリストについては福島 2010 を参照。

²¹ 「疎開事務残務整理について」（京都府行政文書「第3次建物疎開事業関係書類綴」（昭20-0131））（昭和22年1月17日）によると、現在残されている資料や綴自体の整理も、1947（昭和22）年1月～2月に行われた事が判明する。疎開地区ごとに契約書・移転費交付申請書・営業補償費交付申請書等の書類をまとめ、調査番号順に綴り、総括表が不備なものや汚れているものは書き換えて整理し、その上で、会計課の支払い調書

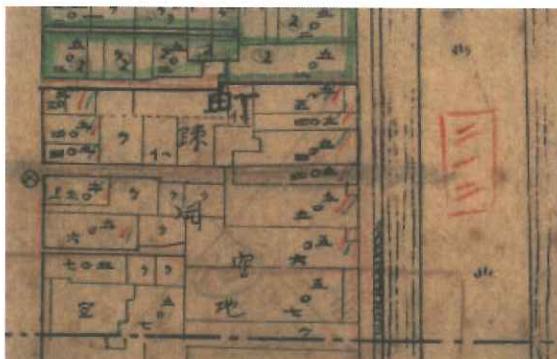


図2 疎開空地の記載

この建物疎開の実務に明細図が使用されている。まず、「疎開空地」と称される疎開対象地域の指定についてである。NE09 の木屋町二条下ル上樋木町の「疎開空地」にはその東側の鴨川の部分に「二一二」との書き込みがある（図 2）。これは京都府行政文書などで指定されている疎開空地の指定番号である。また、NE03 の木屋町蛸薬師の部分には、貸席の紫色の彩色が施された上にセロファンが貼附され、「疎開空地」という記載がある。次に述べる個別家屋に使用された事例を考えると、「京都市明細図」

は疎開空地指定の際の重要な参考資料となったのではないかと考えられる。なお、NE22 などには図面の周囲に「堀 117 戸 6,395.0 坪」などの疎開空地名・疎開によって排除された家屋の合計数・その坪面積の合計、ではないかと考えられる記述がある。これらは、先述した SE24 の欄外記載のうち、「1 戸数(略) 5 建坪、概数」についてまとめたものとも考えられる。

次に、撤去した個別の家屋の事務処理に対する使用状況について確認しよう。京都府行政文

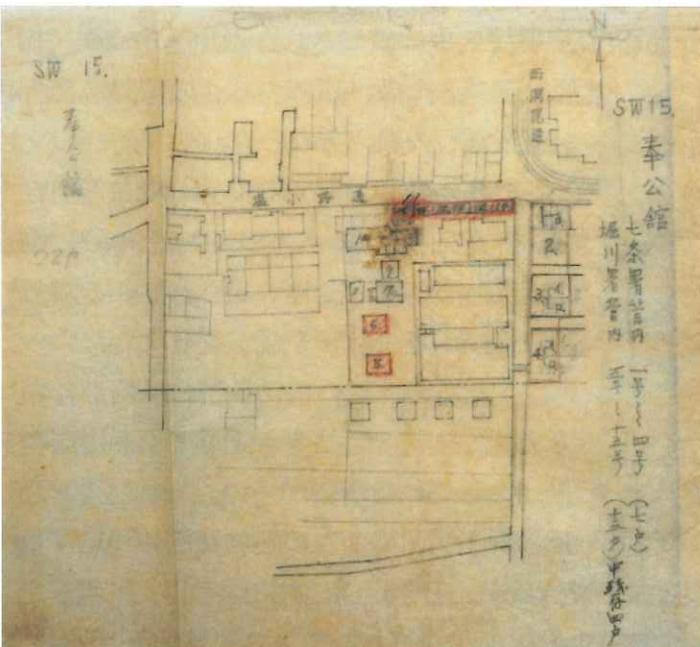


図 3 「奉公館周辺図」

（「第4次建物疎開（堀川）」（昭 20-115-1）より）書「第4次建物疎開（堀川）」（昭 20-0115-1）は、1945 年の夏に行われた、第4次疎開について、疎開対象地区である「疎開空地」ごとに「建物評価調書」「見取図」「戸別調書」「除去家屋調書」「[住人調書]」がまとめて綴られている資料である。このなかの「見取図」には、図 3 に示したように

「SW15」という京都市明細図特有の番号が書き込まれている。また、明細図の該当箇所を重ねるとほぼ一致する。そのため、個別の疎開対象建物を確定する作業のために、京都市明細図が使用されたことがわかる。ほかにも、表 2 で示した空地については、明示されていない場合もあるが、京都市明細図を写したと考えられる図が含まれている。

記録が欠けているため、京都市明細図をどの段階で京都府が所有したか確定的に述べることはでき

疎開空地	明細図番号
九条国民校地区	SW26
奉公館	SW15
南大方	SW31
堀川高女	NW02
乾	NW59
朱雀三	SW36

表 2 疎開空地との対照表

と都市計画課が持つ総括表を突き合わせる作業が行われている。

ない。しかし、以上から、少なくとも戦時中から戦後直後に府が所有し、事務に使用していたことは確認できる。

また、御池や五条の疎開地跡には取り壊されなかった土蔵と思われる建家や消火栓の位置と思われる丸印が黒や赤の鉛筆書きで記入されている。さらに五条通・堀川通・御池通の予定線も記入されている。明細図には建物疎開の痕跡、次の段階である戦後の都市計画に関する記載もみられるのである。

おわりに

以上の検討から、現段階では以下が明らかになった。

1. 京都市明細図は、1927（昭和2）年7月までの近い時期に大日本聯合火災保険協会京都地方会によって作成され、その後、少なくとも1942（昭和17）年5月まで部分的な更新が行われた地図である。
2. 手書きでの彩色・書き込みのほとんどは、1950（昭和25）年から1956（昭和26）年までの間に、一定の方針のもと、複数の手によって行われている。
3. しかし、現在までのところ、更新図作成者や書込者がどのような主体であり、どのような意図をもっていたか、は判明しない。
4. 1944（昭和19）年から1945（昭和20）年に行われた建物疎開事業の地区指定や建物の個別指定の参考資料として使用されている。そのため、少なくとも1945（昭和20）年前後には京都府の都市計画関係部局が所蔵し、利用していた。

今回の検討では、重要な更新図作成者や書込者の主体や意図について確定することはできなかった。しかし、いくつかの手がかりは提示できたと考えられる。この点については、広く京都の都市計画全体と関係させながら、よりいっそうの追求が必要となる。また、一方で京都市明細図の利用方法については、今後もその記載内容検討の事例が積み重なるにつれて、より豊富になっていくだろう²²。

京都市明細図はその資料特性もあいまって、歴史・地理・建築・環境などの複数の学問分野を結びつける強力な媒介となる可能性がある資料である。今後も各分野からの検討が進められることを期待したい。

²² すでに街歩きイベントの参考図として使用されているようである。たとえば以下を参照。「うめばやしひでゆき. (@chang_ume). “上御靈神社付近の今出川流路。「京都市明細図」にもばっちり掲載されています。上御靈前通の「大カーブ」。その謎を解くカギでございます。この感じだと橋の痕跡（高低差など）がどこかに今もありそうな。”

[#まいまい京都”
2012年3月9日, 22:00. Tweet.」](http://kyoto-shiryokan.jp/kyoto-memory/detail.php?id=U009701)

メディアに描かれた京都の様態に関する 学際的研究

平成23年度京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）

研究成果報告書



（京都市立総合資料館蔵）

平成24年（2012）3月

研究代表者 野口 祐子
(京都府立大学文学部)